

差止請求書

2013年12月6日

東京都港区三田 1-2-22 東洋ビル
テレコムクレジット株式会社 御中

テレコムクレジット株式会社代理人
弁護士
弁護士

適格消費者団体・特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司 (弁護士)
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5
TEL 048-844-8972 / FAX 048-844-8973
担当 事務局長 岩岡 宏保

第1 差止請求について

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成されている特定非営利法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けております。

当会は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として、本差止請求書を差し出します（したがって、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

つきましては、本書面到達後1週間以内に、書面にて貴社の対応をご回答下さい。なお、貴社からの回答の有無・内容等は、当会において公表することがある旨を念のため申し添えます。

第2 請求の要旨

- 1 貴社の使用する消費者との間の決済代行サービスにおける取り決め（以下、「本取り決め」という。）のうち、下記の条項を含む意思表示を行わないこと。

カード名義人様とサイト運営業者様間にて行われた取引に関しましては当社は取引の当事者とはならず、いかなる責任も負いかねますのでカード名義人様は自己の責任においてサイト運営者との取引を行ってください。

2 同内容が記載された規約ひな型が印刷された契約書用紙、インターネット上の取り決め等を廃棄すること。

3 上記1につき、従業員らに対し周知させ、同項の使用を行わないように指示すること。

第3 紛争の要点

1 決済代行サービス契約時の貴社の免責に関する条項が、消費者契約法8条各号により無効となる部分があること。

(1) 貴社と消費者との間の本取り決めには、「カード名義人様とサイト運営業者様間にて行われた取引に関しましては当社は取引の当事者とはならず、いかなる責任も負いかねますのでカード名義人様は自己の責任においてサイト運営業者との取引を行ってください。」との定めがあります。

この条項は、貴社が、貴社決済代行の加盟店であるサイト運営業者との間の取引について利用者に対して一切責任を負わない、と定める条項です。

(2) 消費者契約法8条1号は、「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」を無効とし、同条2号は、「事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項」を無効とする、と規定しています。

貴社とサイト利用者たる消費者との間には、サイト内で貴社の決済代行サービスを利用して立替払いができるようにする契約が存在しているところ、貴社は、サイト利用者たる消費者に対し、サイト利用契約に関しても当該消費者に不当な損害が生じないように、サイト運営業者を適切に管理するという加盟店管理責任（具体的には、加盟店加入時における適切な審査、個々の取引時の不適正取引の防止、加盟店に対する苦情発生時の調査及び新たな被害の発生防止に向けた対応といった責任）を負っています。しかしながら、上記条項は、貴社が消費者に対して負っている加盟店管理責任に不履行があり、その結果サイト利用者に対して損害を与えた場合にも一切責任を負わない、と定めるものであり、消費者契約法8条1号及び2号に違反します。

(3) この点、貴社は、サイト利用者たる消費者の間には契約関係が存在しない、とご主張されますが、仮にサイト利用者たる消費者との間に契約関係が存在しないとしても、上記条項は、サイト利用に関して生じた貴社の不法行為責任についても全部免除する内容となっており、消費者契約法8条3号に違反します。

2 なお、当会は、本請求の前に、本年9月9日付けで同様の申入れを行っております。貴社からは、貴社とサイト利用者たる消費者の間には契約関係が存在せず、貴社は消費者契約法の適用がある「事業者」に該当しないものであること、上記条項は貴社とサイト利用者たる消費者とが契約関係に立つものではなく、したがってサイト利用

者とサイト運営業者との間で締結されたサイト利用契約に関して生じた責任を追う立場にないことを明確にする趣旨に過ぎないものであること、とのご回答をいただきましたが、上記条項の改善についてはご検討いただけませんでした。

3 以上のとおり、貴社の免責に関する条項は無効な部分を含んでおり、今後も当該条項を用いた意思表示がなされるおそれが高いと考えざるを得ないことから、当会は、消費者契約法12条3項、同41条に基づき、請求の要旨のとおり、請求いたします。

第4 訴えを提起する予定の裁判所
東京地方裁判所

以上